

山口県へき地医業承継支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県へき地医業承継支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、へき地に所在する民間診療所等の承継について補助することにより、へき地における医療提供体制の維持を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民間診療所等（医療法第1条の5第1項に規定する病院及び医療法第1条の5第2項に規定する診療所）を譲受する者（以下、「補助対象事業者」という。）が行う施設・設備整備等とし、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 県が行う医業承継支援事業によりマッチングされ、医業承継成立の日から1年以内に申請を行ったものであること。
- (2) 次に掲げる地域に所在する民間診療所等を譲受する承継であること。
 - (ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域として公示された地域
 - (イ) 離島振興法に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域
 - (ウ) 山村振興法に基づき、振興山村地域として指定された地域

2 補助金の交付の対象となる経費及び補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別に定めるものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は、報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税

額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(3) 当補助事業の申請は一回の承継につき一度とする。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求書は、別記第4号様式によるものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとする際の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(検査)

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

別表（第3条関係）

補助金の交付となる対象経費及び補助率並びに補助金の算定方法

基準額	対象経費	補助率	算定方法
診療所等の 承継1件あ たり 9,000 千円	施設の改装に係る 費用	1/2	(1) 基準額と対象経費の実支出額と を比較して少ない方の額を選定 する。
	医療機器等の購入 に係る費用		(2) (1)によりにより選定された額 と総事業費から寄付金その他の 収入額を控除した額とを比較し て少ない方の額に2分の1を乗 じて得た額を交付額とする。
	広告等に係る費用		(3) ただし、算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場合に は、これを切り捨てるものとし る。